

津市情報化推進員設置要綱

平成18年1月1日訓第8号

改正 平成19年4月1日訓第29号

(設置)

第1条 本市における情報化を推進するため、課等に津市情報化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 課等における情報システムの構築及び運用に関すること。
- (2) 課等に所属する職員への情報化の推進に係る情報の提供等に関すること。
- (3) 課等に所属する職員への情報機器の操作等に係る指導、助言等に関すること。
- (4) その他情報化の推進に関すること。

(指名)

第3条 推進員は、各課等の長の推薦により、副市長がこれを指名する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓第29号）

この訓は、平成19年4月1日から施行する。